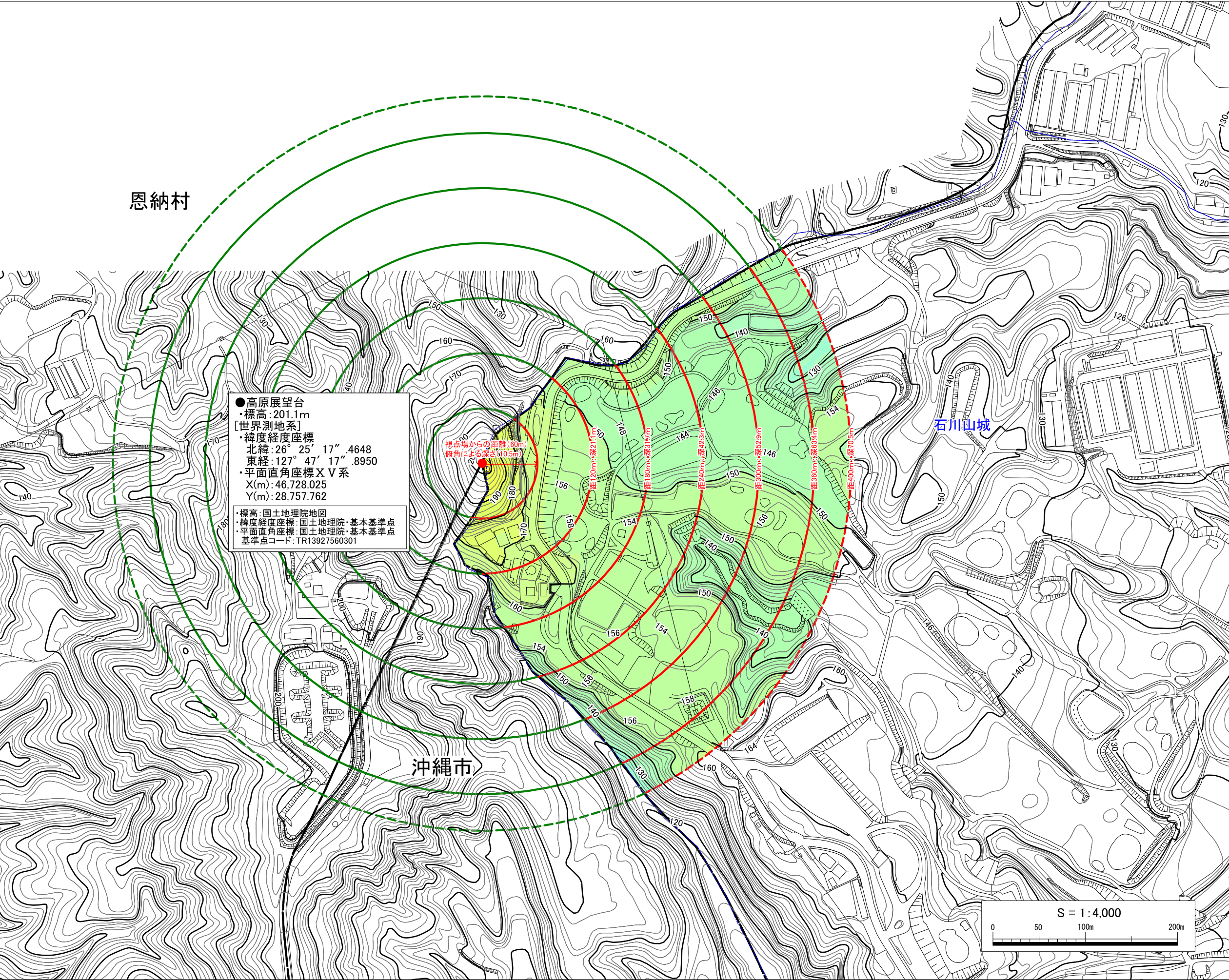
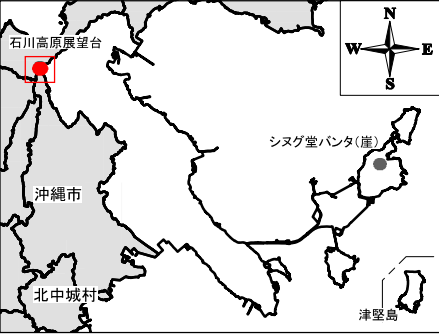




●高原展望台
・標高: 201.1m
[世界測地系]
・緯度経度座標
北緯: 26° 25' 17" .4648
東経: 127° 47' 17" .8950
・平面直角座標 X V 系
X(m): 46,728.025
Y(m): 28,757.762
・標高: 国土地理院地図
・緯度経度座標: 国土地理院・基本基準点
・平面直角座標: 国土地理院・基本基準点
基準点コード: TR13927560301

視点場からの距離 (60m)
俯角による深さ (10.5m)
距120m・深211m
距180m・深319m
距240m・深423m
距300m・深529m
距360m・深634m
距400m・深705m

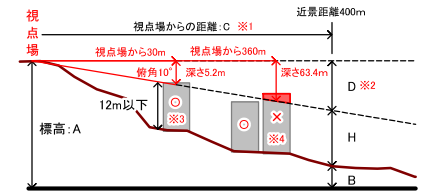


- 半径400m円
※区域外は緑表示
- 等高線2m間隔
- 等高線10m間隔
- 市町村界
- 字界

標 高	
	200m以上
	190-200
	180-190
	170-180
	160-170
	150-160
	140-150
	130-140
	120-130
	110-120
	100-110
	100m未満

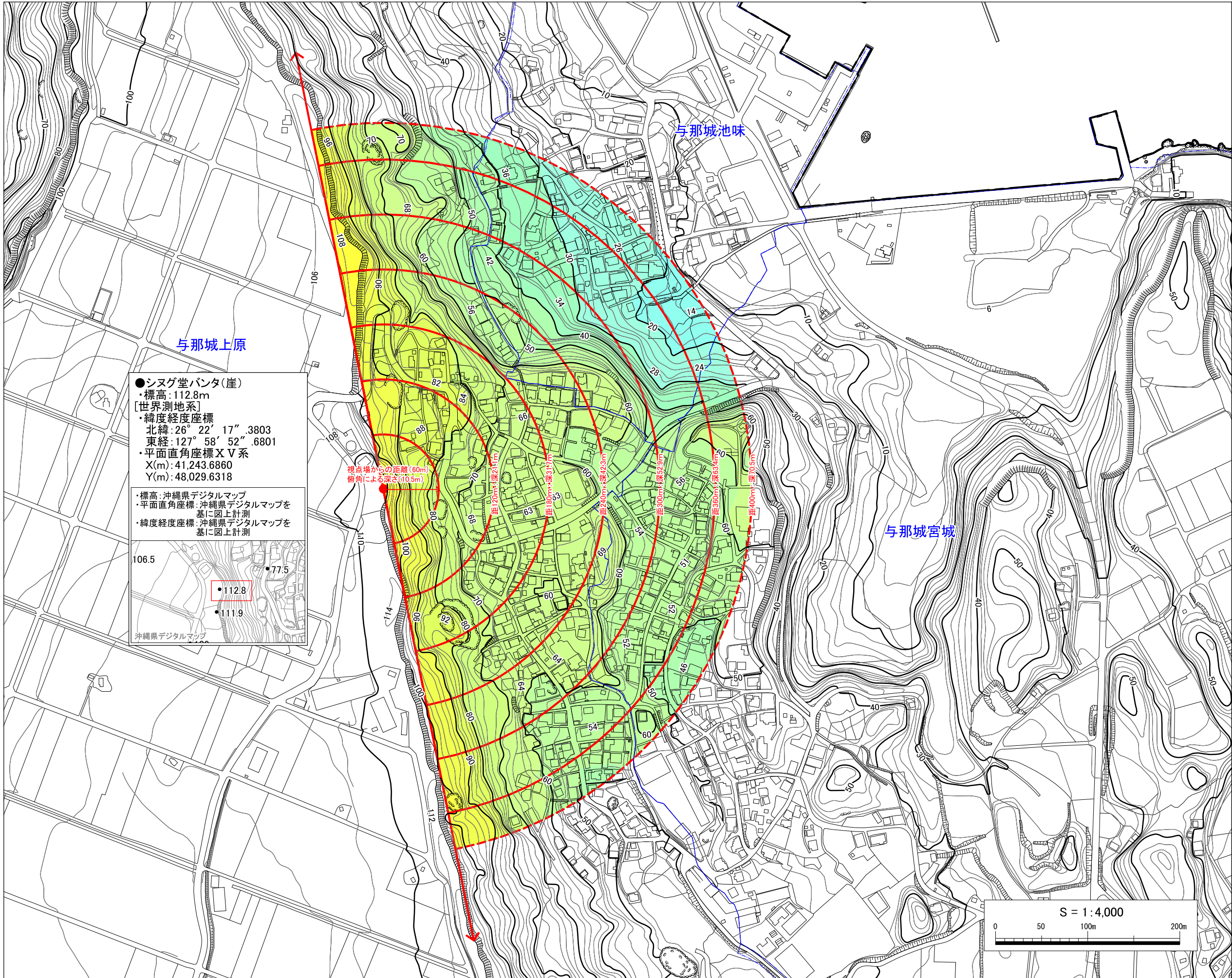
■眺望に配慮した建築物等高さの算出の考え方
建築物の高さが12m以下の場合は算出不要
建築物の高さが12mを超える場合は、以下の考え方を基に算出し、建築物の高さは俯角ライン以下としてください

- ・標高: A (高原展望台: 201.1m)
- ・行為地の標高 (地盤高さ): B
- ・視点場からの距離: C
- ・俯角による深さ: D
視点場から見下ろした場合、空間の広がりを感じる角度 (俯角) の限界を10° とする
深さD = 視点場からの距離C (※1) × tan10° (※2)
- ・行為地における高さ (建築可能高さ「Om以下」): H
高さH = A - B - D (※3、※4)



(数値は小数第2位以下切捨てて表示しております。実際は詳細に算出お願いします。)

- ※1: 視点場からの距離は近景距離400mまでとする
- ※2: 俯角10° は1m進むごとに 深さtan10°
≒0.1763269807m
- ※3: 建築物高さが12m以下であれば俯角ラインにかかったとしても俯角による制限を受けない
- ※4: 建築物高さが12mを超える場合は敷地の地盤高さを測量し、俯角ラインを明示し建築可能高さを示すこと



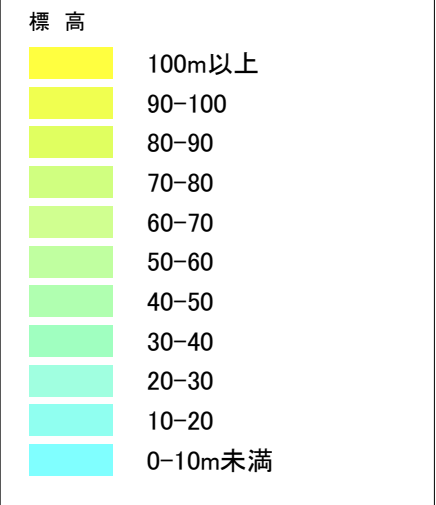
●シヌグ堂バンタ(崖)
・標高:112.8m
[世界測地系]
・緯度経度座標
北緯:26° 22' 17" .3803
東経:127° 58' 52" .6801
・平面直角座標 X V 系
X(m): 41,243.6860
Y(m): 48,029.6318

・標高:沖縄県デジタルマップ
・平面直角座標:沖縄県デジタルマップを
基に図上計測
・緯度経度座標:沖縄県デジタルマップを
基に図上計測

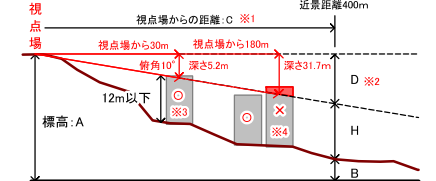
106.5
●112.8
●111.9
●77.5
沖縄県デジタルマップ



- 半径400m円
- 等高線2m間隔
- 等高線10m間隔
- 市町村界
- 字 界



- 眺望に配慮した建築物等高さの算出の考え方
- 建築物の高さが12m以下の場合は算出不要
建築物の高さが12mを超える場合は、以下の考え方を基に算出し、建築物の高さは俯角ライン以下としてください
- ・標高: A (シヌグ堂バンタ:112.8m)
 - ・行為地の標高(地盤高さ): B
 - ・視点場からの距離: C
 - ・俯角による深さ: D
視点場から見下ろした場合、空間の広がりを感じる角度(俯角)の限界を10° とする
深さD=視点場からの距離C(※1) × tan10° (※2)
 - ・行為地における高さ(建築可能高さ「0m以下」): H
高さH=A-B-D (※3、※4)



- (数値は小数第2位以下切捨てて表示しております。実際は詳細に算出をお願いします。)
- ※1: 視点場からの距離は近景距離400mまでとする
 - ※2: 俯角10° は1m進むごとに 深さtan10°
≒0.1763269807m
 - ※3: 建築物高さが12m以下であれば俯角ラインにかかったとしても俯角による制限を受けない
 - ※4: 建築物高さが12mを超える場合は敷地の地盤高さを測量し、俯角ラインを明示し建築可能高さを示すこと